

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、災対法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心とする。

第2節 発電所における予防措置等の責務等

原子力事業者である北陸電力は、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを認識する必要があり、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、大量の放射性物質等の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保する。

北陸電力は、原災法に基づき、原子力事業者防災業務計画を作成するとともに、本県等に各種届出を行い、県は届出を受けた場合は関係市町村に送付する。

第1 原子力事業者防災業務計画の協議

県は、北陸電力が、作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、その作成又は修正しようとする日の60日前までに計画案を受理し協議を開始する。また、直ちに氷見市に計画案を送付し相当の期限を定めて氷見市の意見を聞き、必要に応じて北陸電力との協議に反映させるものとする。

第2 原子力防災管理者等の選解任等の届出

県は、北陸電力から、原子力防災組織の原子力防災要員現況届出や原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任及び解任の届出、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況の届出を受理するとともに、氷見市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。

第3 立入検査及び報告徴収

県は、必要に応じ、北陸電力から報告の徴収を実施するとともに、発電所への適時適切な立入検査を実施すること等により、北陸電力が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置について確認する。

第4 身分証明書の携帯

立入検査を実施する県の職員は知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯し、立入検査を行う。

第3節 発電所の安全確認

第1 北陸電力からの情報等の提供

県は、現在、北陸電力から、発電所に関する事故及び異常発生の情報等の提供を受けることになっており、県は、これを受け、必要な情報を関係市町村等に提供する。

「事故及び異常発生の情報等」

1	関係諸法令に定める値を超えて放射性物質が放出されたとき
2	非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき
3	原子炉施設の事故、故障等により原子炉が停止した時又は停止することが必要となったとき
4	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物資が管理区域外に漏えいしたとき
5	富山県内において、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送中に事故が発生したとき
6	新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の盗取または所在不明が生じたとき
7	発電所敷地内において火災が発生したとき
8	原子炉施設以外で発生した要因により、原子炉が停止したとき又は停止することが必要となったとき
9	社会的影響が生ずる又はその恐れがある事象が発生したとき
10	発電機出力が低下したとき
11	原子炉施設保安規定に定める範囲内で、主要な機器等の復旧措置を行う必要が生じたとき
12	原子炉の運転中に、主要な機器等に軽度な故障が発生したとき
13	原子炉の停止中に、国の指示に基づく又は他の発電所で発生した故障等に関連する点検により、主要な機器等に故障が発見されたとき
14	放射性物質が放出されたとき(1の関係諸法に定める基準以下の場合)
15	管理区域内で、一定量以上の放射性物質が漏れたとき
16	運転操作・保守作業の中で起きた過失による事象
17	原子炉施設保安規定に定める範囲内で、主要な機器等の復旧措置を行う必要があるもののうち事象が軽微なもの
18	原子炉の停止中に発見された、主要な機器等における軽微な故障及び維持的な工事により復旧する故障
19	主要な機器等以外の機器の故障
20	新燃料、使用済み燃料及び放射性廃棄物の輸送計画
21	定期検査の実施計画及び実施結果
22	事故等の情報及び上記の情報以外の情報で報道発表されたもの
23	志賀原子力発電所の運転状況(平常時の状況)
24	環境放射線の測定結果(平常時の状況)

第2 北陸電力との安全協定

県及び氷見市は、北陸電力との志賀原発に関する安全協定について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、県民の安全・安心の確保の観点から、立地県と同等の安全の確保を目指して、協定の締結に向けて、北陸電力との間で協議を進める。

第4節 原子力防災専門官との連携

県は、地域防災計画（原子力災害編）の作成、北陸電力の防災体制に関する情報収集、緊急事態応急対策等拠点施設＊（オフサイトセンター）の防災拠点としての活用、事故時の連絡体制、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などの緊急時対応、防災訓練の実施等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図り、地域防災計画（原子力災害編）の作成・修正にあたっては、原子力防災専門官と協議する。

※ 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）

原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設で、原子力施設のある都道府県の区域に所在する。オフサイトセンターには、原子力事業者防災業務計画などに関する指導・助言など、原子力発電所に係る業務を担当する原子力防災専門官が常駐する。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 関係機関との平常時からの連携

県は、平常時から関係機関、事業者等との間で、協定の締結など連携強化を進めることにより、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関、事業者等との間で協定を締結しておくなど、当該機関のノウハウや能力等の活用に努める。

第2 資機材利用に係る関係機関との連携

県は、燃料、発電機（非常用電源車を含む。）、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材の種類、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、その不足が懸念される場合には、関係機関や事業者等との連携に努める。

第3 公共用地、固有財産の有効活用

県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の実施に当たり、公共用地、固有財産の有効活用を図る。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、石川県、氷見市、その他の市町村、北陸電力及びその他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 県と関係機関相互の連携体制

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、石川県、氷見市、その他の市町村、北陸電力及びその他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワーク（※）を強化する。

また、被災市町村から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、北陸電力、関係機関等に周知する。

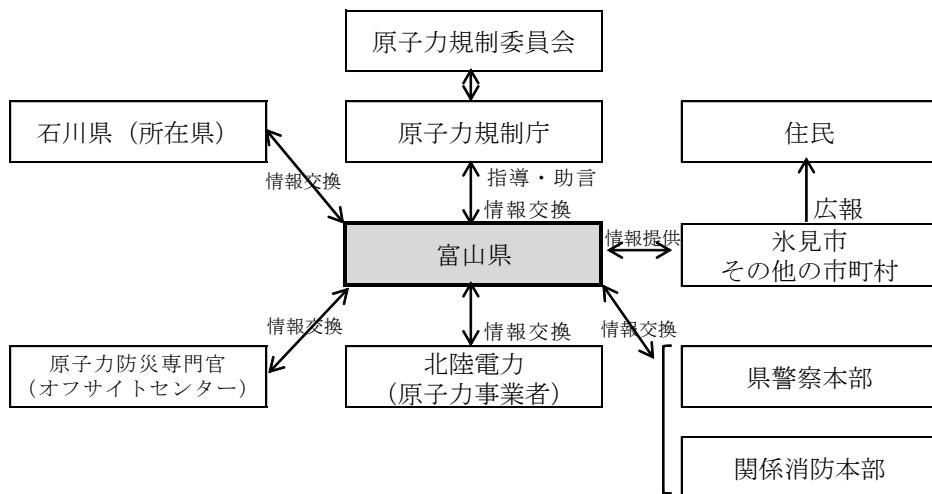
- ・北陸電力からの連絡窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器）や連絡先を含む。）
- ・防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・石川県、氷見市及びその他の市町村との連絡方法（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

※ 防災拠点間における情報通信のためのネットワーク

具体的には、国と県庁、氷見市役所を専用回線で接続（テレビ会議システム等を設置）。

県庁屋上に専用の衛星アンテナを設置（地上回線が故障した場合のバックアップ回線）。
など

図 平常時における体制



2 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国、氷見市及びその他の市町村等と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

3 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県及び氷見市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

4 非常通信協議会との連絡

県及び氷見市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

5 移動通信系の活用

県及び氷見市は、関係機関と連携し、携帯電話、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

6 石川県との相互連携（原子力防災連絡会議の開催）

県は、避難住民の受入れや、原子力防災訓練、モニタリング情報の共有などの原子力災害対策について、石川県と幅広く連携を進める。

また、相互連携についての協議や平常時からの情報交換を図るため、必要に応じて、県及び石川県による原子力防災連絡会議を開催する。

7 連絡調整会議の開催

県は、県及び県内市町村による市町村原子力防災主管課長会議を開催し、平常時より原子力防災に関する情報の交換に努める。

8 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを構築する。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県及び氷見市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

国、県及び氷見市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それら

の情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるようその他の市町村とともに情報のデータベース化、ネットワーク化等についてその推進に努める。

3 防災対策上必要とされる資料

県及び氷見市は、国、石川県、その他の市町村及び北陸電力と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、管理する防護資機材等に関する資料を整備する。

なお、これらの資料については、電源喪失の影響を受けない媒体と閲覧手段を用いつつ保存し、常に最新のものに更新するよう、その仕組みを構築する。

[整備を行うべき資料]

(1) 原子力事業所及び施設に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

(2) 社会環境に関する資料

- ア 周辺地図
- イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者等（※）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

※災害時要援護者等

災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児、外国人等があげられる。

- ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深等の情報を含む。）

- エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

- オ 周辺地域の配慮すべき特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

- カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（被ばく医療機関に関する位置・収容能力・対応能力・搬送ルート及び移送手段等）

(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ア 周辺地域の気象資料（周辺測点における風向、風速、及び大気安定度の季節別及び日変化の情報を含む。）

- イ 線量推定計算に関する資料

- ウ 平常時環境放射線モニタリング資料（過去の統計値）

- エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

- オ 農林水産物の生産及び出荷状況

(4) 防護資機材に関する資料

- ア 防護資機材の備蓄・配備状況
- イ 避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

(5) 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料

- ア 北陸電力との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
- イ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制

(6) 避難に関する資料

- ア 地区ごとの避難方法説明資料（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
- イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す広域避難を前提とした市町村間調整済みのもの）

第3 通信手段の確保

国及び県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に係る諸設備の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

1 専用回線網の整備

(1) 国、県、氷見市の専用回線網の整備

国及び県は、緊急時における県と国及び県と氷見市との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備、維持に努める。

(2) オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

国及び県は、オフサイトセンターと国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、県、氷見市との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持を図る。

2 通信手段・経路の多様化(1) 防災行政無線の確保・活用

県は、国、氷見市及びその他の市町村等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図る。

(2) 災害に強い伝送路の構築

県及び氷見市は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努める。

(4) 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシス

第2章 原子力災害事前対策

テム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像を配信するための通信網の整備を図るものとする。

（5）災害時優先電話等の活用

県、氷見市及びその他の市町村は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、運用方法等について習熟しておく。

（6）通信輻輳の防止

県、氷見市及びその他の市町村は、関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、北陸総合通信局と事前の調整を実施する。

（7）非常用電源等の確保

県、氷見市及びその他の市町村は、関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水への対応を考慮して設置等を図る。

（8）保守点検の実施

県、氷見市及びその他の市町村は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第7節 原子力災害応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

第1 警戒体制及び災害警戒本部体制の整備

1 警戒体制及び災害警戒本部体制の整備

（1）警戒体制の整備

県は、警戒事象※発生の通報を受けた場合、警戒体制を整備する。

警戒体制においては、事故状況等の把握に努めながら、必要に応じ、災害警戒本部体制へ移行できるよう準備をする。

（第3章 第3節 第1「県の活動体制」を参照）

※警戒事象

原災法第10条に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等をいう。

緊急事態区分における警戒事態に相当する。（第1章第5節第2を参照）

（2）災害警戒本部体制の整備

県は、特定事象※の通報を受けた場合、災害警戒本部体制を設置する。

災害警戒本部においては、知事を本部長として、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療など各種防護措置を開始するとともに、オフサイトセンターへ職員を派遣する。

（第3章 第3節 第1「県の活動体制」を参照）

※特定事象

原災法第10条第1項前段の規定により原子力規制委員会等に通報を行うべき事象で、原子力事業所の区域の境界付近において政令基準（1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量）以上の放射線量を検出する場合などをいう。

緊急事態区分における施設敷地緊急事態に相当する。(第1章第5節第2を参照)

特定事象が発生した場合、オフサイトセンターで、原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される現地事故対策連絡会議が開催され、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整える。

(3) 参集体制の整備

県は、警戒体制及び災害警戒本部体制に備えて、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。

2 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに県及び氷見市の職員を迅速に派遣するため、原子力防災専門官等と協議して、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。

第2 災害対策本部体制の整備

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態※宣言を発出した場合に、災害対策本部を設置する。

災害対策本部においては、知事を本部長として、全庁職員が登庁して各種防護措置に従事する。

(第3章 第3節 第1「県の活動体制」を参照)

災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

※ 原子力緊急事態

原子力事業所の区域付近において政令基準（1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量）以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置など緊急事態応急対策を行う状態をいう(原災法第15条)。

緊急事態区分における全面緊急事態に相当する。(第1章第5節第2を参照)

原子力緊急事態宣言が発出された場合、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部から組織される原子力災害合同対策協議会が開催され、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。

第3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

県及び氷見市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、石川県、志賀町、石川県の関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会に参画する。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、石川県、氷見市、志賀町及び石川県の関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び北陸電力の代表者から権限を

第2章 原子力災害事前対策

委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

県及び冰見市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、原子力防災専門官等と連携して定めておく。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、被ばく医療に関する情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、市町村、関係機関及び北陸電力等のそれぞれの職員を配置することとされており、県及び冰見市は、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官と連携して定めておく。

第4 長期化に備えた動員体制の整備

県及び冰見市は、国、その他の市町村及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

第5 複合災害時の体制

原子力災害の発生と同時に、本県において地震、津波、風水害等の災害が発生し、災害対策本部が設置される場合は、要員の追加など災害対策本部の体制強化を図る備えをしておく。

第6 防災関係機関相互の連携体制の整備

県及び冰見市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、石川県、その他の市町村、自衛隊、警察、海上保安部、消防本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力及び他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

第7 警察災害派遣隊受入体制の整備

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受入体制などの整備を図る。

第8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊受入体制の整備

県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制等の整備に努める。

第9 自衛隊派遣要請体制の整備

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

第10 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制の整備

県は、受入れ機関等と連携して、緊急時の被ばく医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

第11 広域的な応援協力体制の拡充・強化

県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線の測定」をいう。以下同じ。）等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等の応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図る。

また、県は、災害時において、防災関係機関の円滑な協力が得られるよう、災害時の応援協定を締結しており、今後、さらに推進する。

さらに、県は、北陸電力との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

【広域応援協定等の締結状況（表）…略】

第12 専門家の派遣要請手続き

県は、北陸電力より警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。

第8節 環境放射線モニタリング体制の整備

緊急時モニタリングについては、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとされている。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとされている。

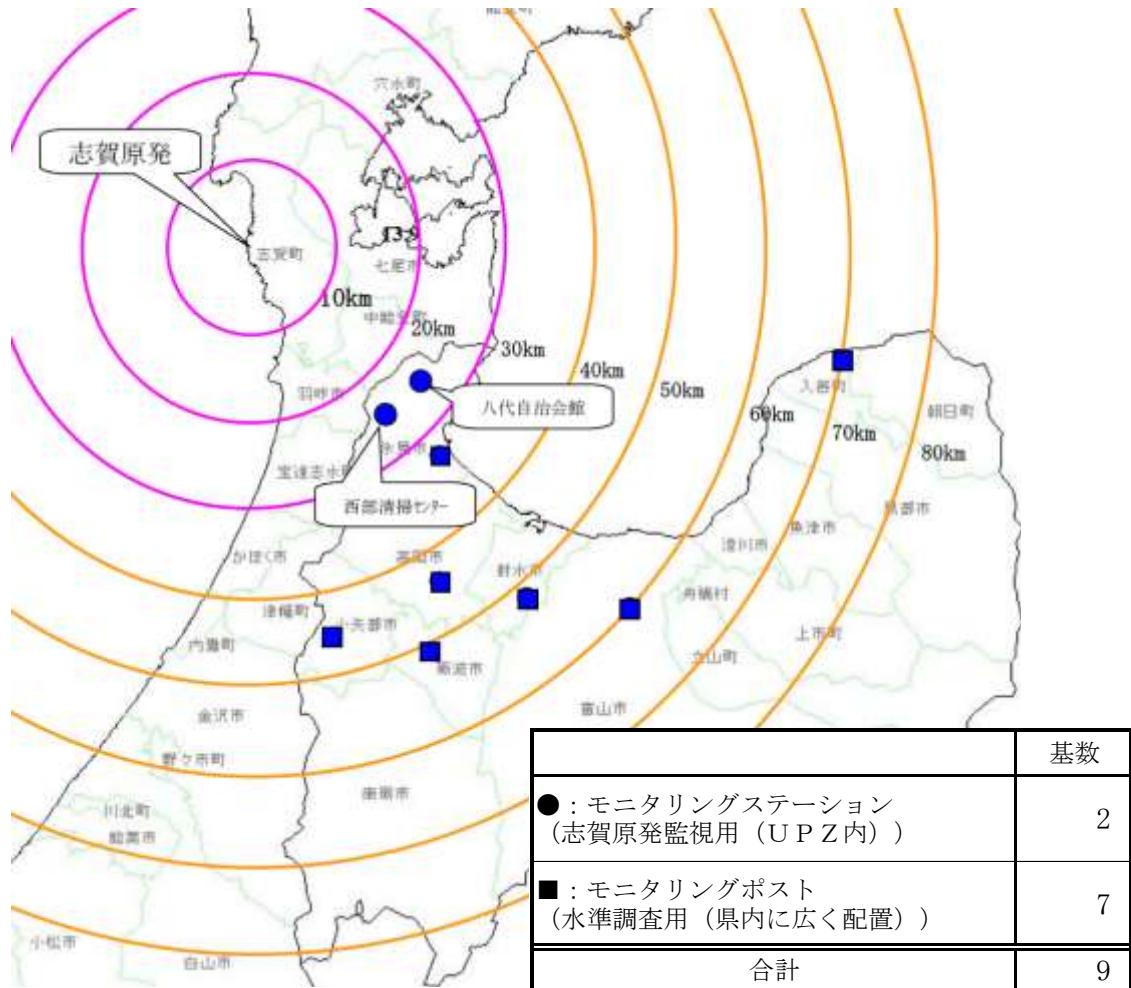
県は、緊急時における発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を適切に実施する。また、県は、国及び北陸電力と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、石川県及び関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備する。

第1 緊急時モニタリング計画

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定する。

第2 モニタリング設備及び機器の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。なお、これらの機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化を図るよう努める。



第3 緊急時モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定める。

また、要員には氷見市及びその他の市町村の職員も対象とすることとし、市町村はあらかじめモニタリング要員を定めておく。

なお、県は、石川県及び関係機関と連携して、モニタリングに関する研修会等を開催することにより、市町村職員が円滑にモニタリングを実施できるよう支援する。

第4 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、緊急時モニタリング班を組織し、その役割等をあらかじめ定めておく。

第5 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備

県は、緊急時モニタリング計画で整理されたモニタリング関係機関と平常時より緊密な連携を図る。

県は、国、指定公共機関及び北陸電力等から派遣される緊急時モニタリング要員等の受入体制及び役割分担について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、石川県、指定行政機関、指定公共機関、北陸電力等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することができる体制を整備する。

第6 緊急時予測システム

県は、国、石川県、指定公共機関、北陸電力と連携し、平常時から緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）と環境放射線テレメーターシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備、維持に努めるとともに、相互に情報の伝達を行う。

第7 気象予測の活用

放射性物質の拡散は気象により大きく影響を受けるため、緊急時モニタリングの結果を解釈する際には、気象状況データや大気中拡散解析（「SPEEDIネットワークシステム」）の結果を参考にすることとされている。

県は、地域の特性に応じた気象予測を整理しておくものとする。

また、災害等により緊急時モニタリングを十分に実施できない場合には、気象予測や大気中拡散予測の結果をモニタリング体制の参考とする。

第8 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、放射線測定機器等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆被ばく線量評価体制を整備しておく。

※緊急時モニタリングの実施手法等の詳細については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改訂を踏まえて、そのあり方を検討

第9節 避難収容活動体制の整備

第1 避難計画の作成

県は、氷見市及びその他の市町村に対し、国、北陸電力の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援する。

また、予防的防護措置を準備する区域(PAZ)の住民避難が先行して行われるため、原子力災害対

第2章 原子力災害事前対策

策指針に基づき、緊急事態区分による段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定する。その際、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力防災対策を重点的に実施すべき区域外とする。個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって、県との調整や市町村の間の調整を図る。

さらに、地域コミュニティの維持に着目し、同一地域の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

なお、災害時要援護者等の屋内退避や避難等の防護対策を講じるにあたっては、寝たきりの者等の避難に伴う病気の悪化と放射線のリスクとのバランスを考慮して、適切に対応することが重要である。

第2 避難所等の整備

1 避難所、スクリーニング実施場所の整備

県は、氷見市及びその他の市町村に対し、学校及び公民館等の公共的施設を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言する。

県は、避難所の指定に当たって、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者等に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

県は、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう、また、避難所等閉鎖後の除染措置を検討しておくよう助言する。

※スクリーニング（被ばく者の汚染検査）

スクリーニングによる汚染程度の把握は、緊急被ばく医療（急性放射線障害の回避、安定ヨウ素剤の投与指示の判断、汚染の拡大防止等）の実施に不可欠。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、氷見市及びその他の市町村に対し、住民の避難誘導に必要な資機材、移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言する。また、県は、氷見市及びその他の市町村等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

3 コンクリート屋内退避体制の整備

県は、氷見市及びその他の市町村に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言する。

4 広域一時滞在に係る応援協定の締結

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、石川県をはじめとした他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

5 応急仮設住宅等の整備

県は、国、事業者等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可

能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

6 救助に関する施設等の整備

県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

7 被災者支援の仕組みの整備

県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

8 避難所における設備等の整備

県、氷見市及びその他の市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等などの災害時要援護者等にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

9 物資の備蓄に係る整備

県、氷見市及びその他の市町村は、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

第3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備

1 災害時要援護者等への支援

放射線の影響を受けやすい子どもや妊産婦等に十分配慮するとともに、災害時要援護者について、原子力災害の特殊性を踏まえて、寝たきりの者等の避難に伴う病気の悪化と放射線のリスクとのバランスを考慮して、避難、コンクリート屋内退避等の適切な防護対策を講じるなど、安全の確保対策を講ずる。

(1) 災害時要援護者のための災害対策マニュアルの作成及び避難支援計画の整備

ア 災害時要援護者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にるべき行動について理解や関心を高めるため、県においては災害時要援護者支援ガイドラインを作成し、氷見市及びその他の市町村においてはそのガイドラインを含めた災害対策マニュアルを作成する等、防災上必要な知識の普及啓発に努める。

イ 氷見市及びその他の市町村は、防災関係部局、消防団、福祉関係部局、自主防災組織、障害者団体、福祉関係者等との連携の下、個人情報の保護に配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、避難所や避難路の指定に当たっては、災害時要援護者の実態に

第2章 原子力災害事前対策

あわせて、利便性や安全性に十分配慮し、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めた具体的な避難支援計画を整備するよう努める。

ウ 氷見市及びその他の市町村は、災害時要援護者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。

(2) 災害時要援護者支援班の設置

支援班は、平常時においては、要援護者情報の共有化、避難支援計画の作成等に努め、災害時においては、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、避難所との連携等を行う。

(3) 自主防災組織の強化

自主防災組織は、民生委員、児童委員、高齢福祉推進員、身体障害者相談員等の福祉関係者との連携により、個人情報の保護に配慮しつつ、災害発生時に援助を必要とする災害時要援護者のリストを作成するなど実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。

(4) 社会福祉施設への緊急入所

県、氷見市及びその他の市町村は、災害により居宅で生活することが困難な寝たきり等の高齢者や障害者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

2 病院等医療機関

病院等医療機関の管理者は、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保等、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を策定するものとする。また、県は、国の協力のもと病院等の医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくとともに、氷見市及びその他の市町村は、住民に対して提供すべき情報をあらかじめ示し、周知するよう助言する。

3 社会福祉施設

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の避難誘導体制に配慮する。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

第4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避

難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は氷見市及びその他の市町村と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

第5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

駅等の不特定多数の者が利用する施設等の管理者は、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第6 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、氷見市が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう氷見市に対し助言する。

第7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備

県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

第8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、氷見市が警戒区域を設定する場合に実施する広報、立入規制、一時立入等に関する計画の策定、必要な資機材や人員等の確保に対して助言する。

第9 避難所・避難方法等の周知

県は、氷見市及びその他の市町村に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を氷見市、その他の市町村、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と連携の上、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。

第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

第1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

第2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

県は、氷見市及びその他の市町村に対し、国から飲食物の出荷制限、摂取制限等の指示がなされた場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言する。

第11節 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の移送体制の整備

県、氷見市及びその他の市町村は、国、石川県及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制及び活動拠点となる受入体制等）についてあらかじめ定めておく。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

1 緊急輸送活動のための体制の整備

県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図る。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

2 道路交通管理体制の整備

国、県、氷見市及びその他の市町村は、各々が管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。また、県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

3 運転者の義務等の周知

県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

4 広域的な交通管理体制の整備

県警察は、警察庁と協力し、緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努める。

5 道路情報の収集体制の整備

県及び県警察は、国、氷見市及びその他の市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図る。

6 臨時ヘリポートの指定

県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を

災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

7 運送事業者等との連携

県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

8 緊急輸送のための環境整備

県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

9 緊急通行車両標章交付のための事前届出制度

県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

第12節 救助・救急、消火及び防護資機材等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、氷見市及びその他の市町村と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに氷見市及びその他の市町村に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言する。

第2 救助・救急機能の強化

県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第3 消火活動用資機材等の整備

県は、平常時から氷見市及びその他の市町村等と連携を図り、避難を勧告又は指示した区域における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言する。

第4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

1 防災業務関係者の安全確保のための資機材整備

県は、国、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全の確保のための資機材をあらかじめ整備する。

2 石川県との連携

県は、緊急事態発生時における資機材の不足に備え、石川県と相互に連携して対処できる体制を整えるよう、今後協議するものとする。

3 防災関係機関間の情報交換

県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、石川県、県警察、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と相互に密接な情報交換を行う。

第5 物資の調達、供給活動

1 物資の備蓄・調達・輸送体制の整備

県、氷見市及びその他の市町村は、国と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

2 物資の緊急輸送活動体制の整備

県、氷見市及びその他の市町村は、国と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

3 物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備

国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。

県は、災害の規模等に鑑み、氷見市及びその他の市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

第13節 緊急時医療体制の整備

1 医療資機材等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うため、平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておく。

※ U P Zにおける安定ヨウ素剤の服用方法については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改定を踏まえて、そのあり方を検討

2 緊急被ばく医療体制の構築

県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制の整備・維持を行う。

被ばく医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図る。

被ばく医療体制の構築に当たっては、医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、汚染検査、スクリーニング指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療関係者の派遣、隣接自治体との連携等）を担うことが必要であり、平時から被ばく医療に対応できる公的病院その他医療機関が連携した体制と指揮系統を整備・確認するよう努めるものとする。

また、内部被ばくの詳細な測定には、ホールボディカウンタ等を用いた計測を行うこととなるが、専門知識や機器管理等を必要とするため、測定可能な施設をあらかじめ特定し、当該施設との連携体制を整備しておくものとする。

3 石川県との連携

緊急事態発生時においては、県及び石川県の住民への十分な医療の提供が困難になることがないよう、両県の医療機関同士の連携について、石川県と協力を図るものとする。

4 被ばく医療に関する計画の作成

県は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

5 被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等

緊急被ばく医療の実践には、基本的な放射線医学に関する情報が必要であり、国、県及び関係機関は、相互に連携して、放射線被ばく、放射性物質による汚染、汚染スクリーニング（汚染検査）、除染等に関する基本的な知識や最新の情報について、医療関係者及び医療機関の開設者を対象とした研修を実施する。

特にスクリーニング作業に関しては、多数の住民をスクリーニングする必要が生じるため、氷見市及びその他の市町村の医療関係者等を対象とし、多数の者が研修を受講できるようにするなど人材の育成に努める。

※緊急被ばく医療体制については、今後、国において救急・災害医療機関との連携を含めて名稱や役割を整理し、緊急被ばく医療のあり方を示す予定であり、県はこれを踏まえて被ばく医療体制を検討・構築する

第14節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 情報項目の整理

県、氷見市及びその他の市町村は、国、石川県及び北陸電力と連携し、警戒事象発生又は特定事象発生後の経過に応じて、住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確にかつ具体的な内容を整理しておく。また、周辺住民等に対して、異常事態に関する情報など必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、平時から分かりやすい情報伝達の在り方に関する検討(関連する用語の普遍化、平易化を含む。)や情報の受け手の理解の促進、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

第2 施設等の整備

県、氷見市及びその他の市町村は、地震や津波、雪害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

第3 住民相談窓口の設置等

県、氷見市及びその他の市町村は、国と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

第4 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備

県、氷見市及びその他の市町村は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び市町村と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

第5 多様なメディアの活用体制の整備

県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニケーション放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。

※安全対策の透明性を確保し、住民の信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

第15節 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定

県及び氷見市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第16節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

第1 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及

県は、国、石川県、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、氷見市及びその他の市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、必要な助言を行う。

なお、県民への原子力防災知識の普及と啓発にあたっては、より住民の理解を深めるため、わかりやすい言葉の表記による資料の作成や、説明を心がける。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること（低線量被ばくの健康影響、汚染スクリーニングの目的を含む。）
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること（緊急時の通報連絡体制、緊急時モニタリング等の結果の解釈の方法、住民等の避難経路・場所及び医療機関の場所等、除染・汚染防止や安定ヨウ素剤服用の留意点並びに防災活動の手順）
- 6 コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- 7 災害時要援護者への支援に関すること
- 8 緊急時に取るべき行動
- 9 避難所での運営管理、行動等に関すること。

第2 原子力防災に関する知識の普及と啓発の方法

県は、次に掲げる方法によって、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

- 1 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発
- 2 県及び市町村のホームページによる普及・啓発
- 3 出前県庁を活用した普及・啓発活動
- 4 富山県自主防災アドバイザーを活用した普及・啓発活動

第2章 原子力災害事前対策

- 5 テレビ、ラジオ等による普及・啓発
- 6 新聞、雑誌による普及・啓発
- 7 ふるさと富山防災ハンドブックやビジュアルに富んだ地域防災計画概要版その他の印刷物による普及・啓発
- 8 富山県広域消防防災センター等を活用した普及・啓発
- 9 原子力防災訓練による防災意識の普及・啓発

第3 学校等との連携による防災教育の実施

県は、学校、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、学校等においては、教員に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発を図るなど、防災に関する教育の充実に努める。

第4 災害時要援護者等への配慮

県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、災害時要援護者に十分配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。また、年齢や性別、障害等により、それぞれのニーズが異なることを十分理解したうえで様々な視点からの配慮に努める。

また、学校等においては、教員に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発の強化を図るなど、防災に関する教育の充実に努める。

第5 居場所と連絡先の災対本部への連絡に係る住民に対する周知

県は、氷見市及びその他の市町村の災害対策本部が指定した避難所以外に避難した場合等には、各々の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力する。

第6 過去の災害に関する資料等の収集・整理及び住民への公開

県は、国、氷見市、その他の市町村と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第7 災害から得られた知見や教訓の諸外国への情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国、氷見市及びその他の市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努める。

第17節 防災業務関係者の人材育成

県、氷見市及びその他市町村は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する等、人材育成に努めるとともに、原子力災害対策の特殊性・専門性を踏まえ、原子力の専門職員の採用に努める。

また、国、石川県及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施する。特に、石川県との間においては、合同研修や職員の相互参加を実施するなど、連携の強化に努める。

さらに、研修成果を訓練等において具体的に確認するとともに、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療に関する研修の実施など、研修内容の充実・強化を図る。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 放射線緊急被ばく医療（応急手当と除染・汚染防止を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

第18節 防災訓練の実施

第1 訓練計画の策定

1 訓練項目

県及び氷見市は、石川県、その他の市町村、自衛隊等と連携して、国、北陸電力等関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定する。

- (1) 災害対策本部等の設置、運営訓練
- (2) オフサイトセンターへの参集訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 緊急被ばく医療訓練
- (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練
- (7) 周辺住民避難訓練
- (8) 人命救助活動訓練

2 総合的な防災訓練実施計画の企画立案への参画

県及び氷見市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急時被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等県及び氷見市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

なお、北陸地方においては、冬期荒天時において、積雪等による避難、防災要員等のリスクを伴うことから、冬季における訓練実施も検討する。

第2 訓練の実施

1 要素別訓練等の実施

県及び氷見市は、計画に基づき、石川県及びその他の市町村と連携して、国、北陸電力等関係機関の支援のもと、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。

2 総合的な防災訓練の実施

県及び氷見市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、石川県、その他の市町村及び北陸電力等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

3 自衛隊と共同の防災訓練

県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努める。

第3 実践的な訓練の実施と事後評価

県及び氷見市は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、北陸電力の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

県及び氷見市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目、達成レベルを具体的に設定して行う。また、訓練終了後、国、北陸電力と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施するとともに、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第19節 事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、北陸電力及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

第1 消防

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急、付近の住民の避難誘導等必要な措置を実施するものとする。

第2 警察

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応

じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

第3 海上保安部

事故の通報を受けた伏木海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

第4 県及び市町村

県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。